

河川敷地占用許可準則の改正について

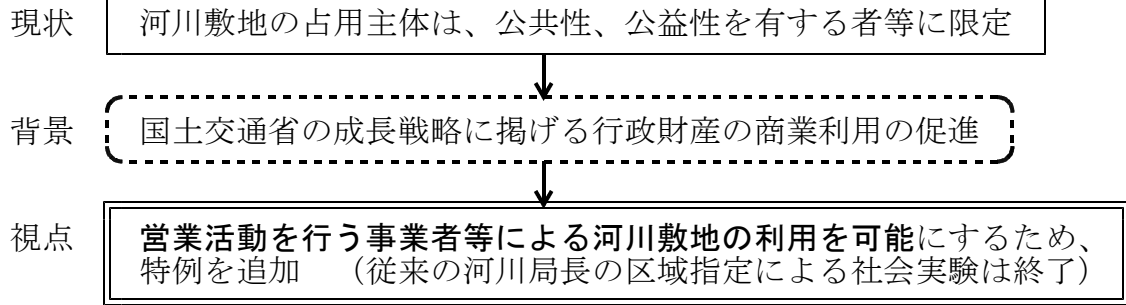
平成23年3月8日国土交通省が「河川空間のオープン化について」（地域活性化のための河川敷地の占用に関する規制緩和）を関係機関に通知すると共に、公表しました。

この改正は、従来、河川敷地の占用について、社会実験として一部の河川について営業活動を行う事業者等の利用を可能としてきましたが、22年5月に取りまとめられた国土交通省成長戦略をふまえ、全国において河川空間のオープン化を図り、都市及び地域の再生等に資するため、営業活動を行う事業者等による河川敷地の占用を可能とするための改正です。

河川敷地占用許可準則の一部改正の概要

(23年4月1日施行)

1 改正の考え方



2 占用の特例の仕組

▷地元地方公共団体からの要望

▷河川管理者

▷区域指定の公表
(HP掲載等)

▷占用許可

- <期間>
- ・ 公的占用者
10年以内
 - ・ その他
3年以内

「都市・地域再生等利用区域」の指定

- 治水上、利水上の支障等を生じることがない区域であること
- 地域住民への周知、意見提出の機会の確保

「河川敷地の利用調整に関する協議会等」の活用
(河川管理者、地公体等で構成)
地元市町村の同意等の手法でも可

地域の合意を図る

「都市・地域再生等占用方針」の策定

① 占用許可を受けられる施設名の定め

- ・ 広場、イベント施設、遊歩道、船着場、船舶係留・上下架施設
- ・ (上記施設と一体をなす)
飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場、自動販売機等
- ・ 日よけ、突出看板、川床
一堤内側のビル、家屋等から突出した建築物の一部と想定
- ・ 船上食事施設
一船舶を係留施設に係留し営業、出水時には移動されるもの
- ・ その他都市及び地域の再生等のために利用する施設

② 許可方針の定め

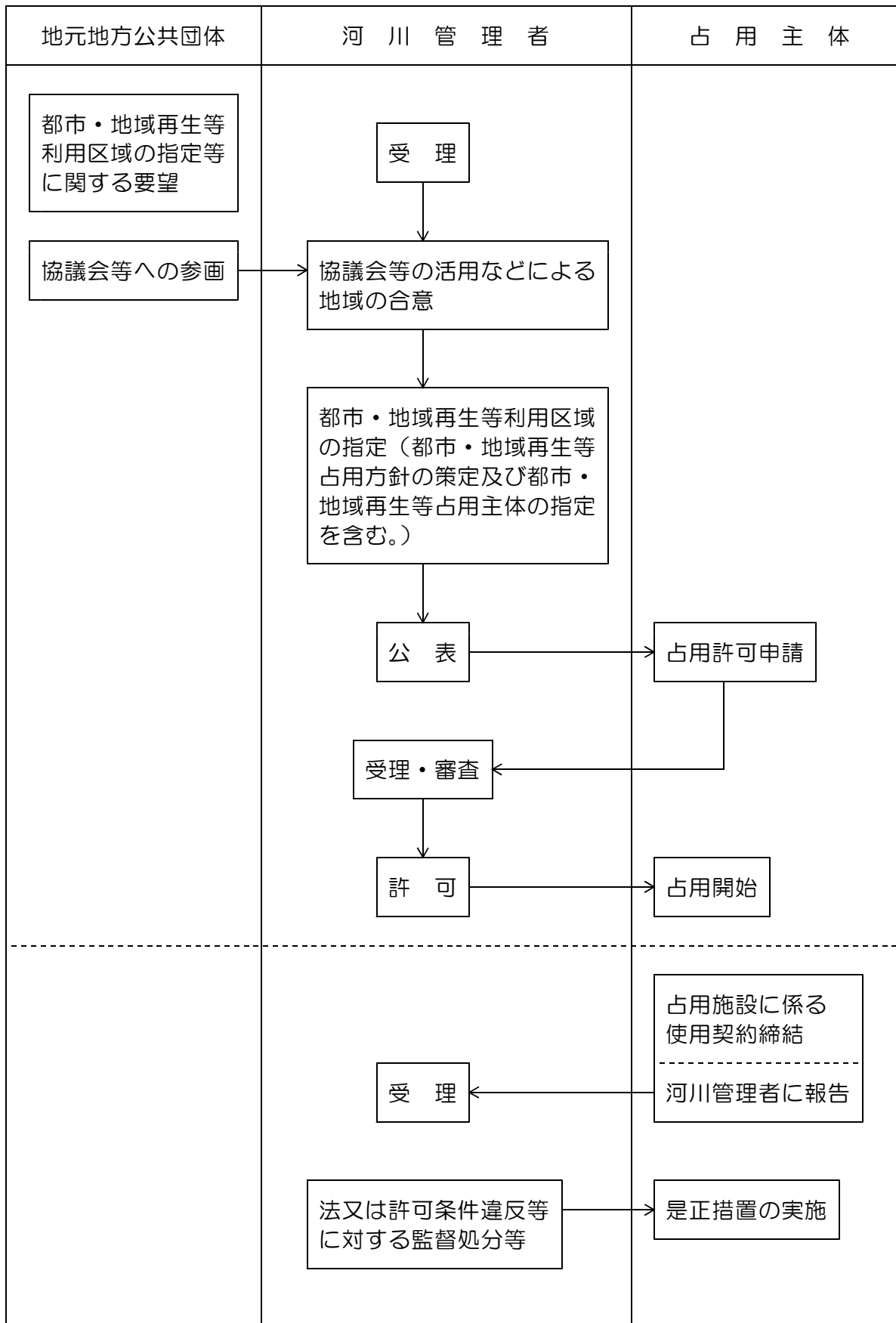
施設共通又は施設ごとの特性等を踏まえた占用の許可を可能とする要件、付すべき許可条件等の考え方

「都市・地域再生等占用主体」の決定

< 占用許可を受けられることができる者 >

- 従来の占用主体 (公的占用者)
 - ・ 営業活動を行う事業者等 (NPO、権利能力なき社団含む) を施設使用者として選定し、使用契約を締結して占用施設を使用させることができる。
 - ・ 当該事業者が施設を設置して使用する場合も想定
 - ・ 施設使用者から施設利用料を得る場合の条件
 - * 周辺施設を含む占用施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に用いること
 - * 施設利用料の徴収、活用状況を年一回以上報告すること
- 「河川敷地の利用調整に関する協議会等」において適切と認められた営業活動を行う事業者等
 - ・ 地元市町村の同意等地域の合意が確認できる手法でも可
- 営業活動を行う事業者等
 - ・ 河川管理者が自ら利用調整を行い、適正な管理を担保

占用の特例に関する手続きの流れ



河川空間のオープン化（地域活性化のための河川敷地の占用に関する規制緩和）

現行の河川占用
許可準則（原則）
（H11年8月改正）

占用施設

公園、運動施設、橋梁、送電線等の
公共性又は公益性のある施設

占用主体

地方公共団体、公益事業者等の
公的主体

H14年
全国都市
再生のため
の緊急
措置

許可準則の
特例措置
（H16年3月通知）

※ 河川局長が指定した区域にお
いて実施（社会実験）

占用施設

原則上の占用施設に加え、

- ① 広場、イベント施設等
（これらと一体をなす飲食店、オ
ンカフェ、広告板、広告柱、照明・
音響施設、バーベキュー場等）
- ② 日よけ、船上食事施設、突出
看板

占用主体

- ① については、公的主体
- ② については、公的主体又は
利用調整に関する協議会が認
めた民間事業者

国土交通省
成長戦略
H22.5.17

特例措置の一般化
（H23年度～）

特例措置の内容を全国で実施
可能に（河川局長による区域指
定不要。河川管理者が、協議会
等の活用などにより地域の合意
を図った上で、区域、占用施設、
占用主体をあらかじめ指定）。

占用施設

原則上の占用施設に加え、

- ① 同左
- ② 同左

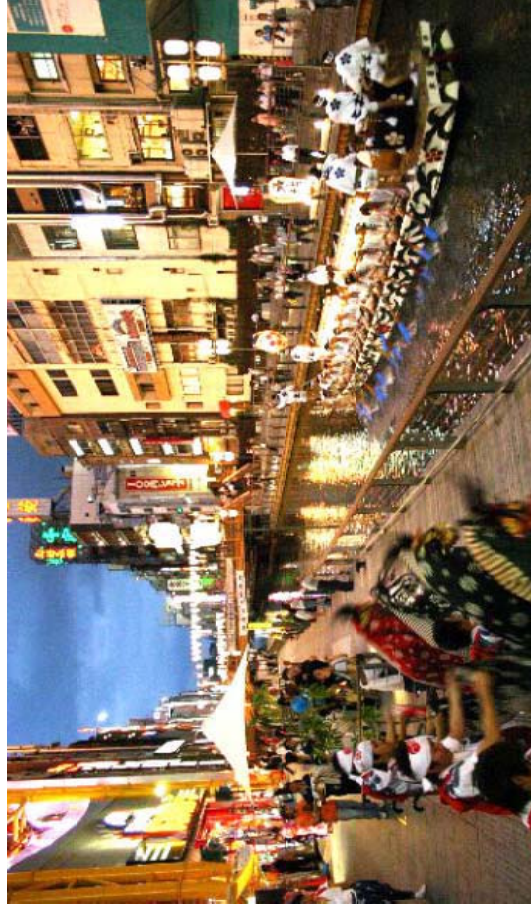
占用主体

- ①、②ともに、
- ・ 公的主体
- ・ 協議会等において適切と認めら
れた民間事業者
- ・ 民間事業者

現行社会実験の概要

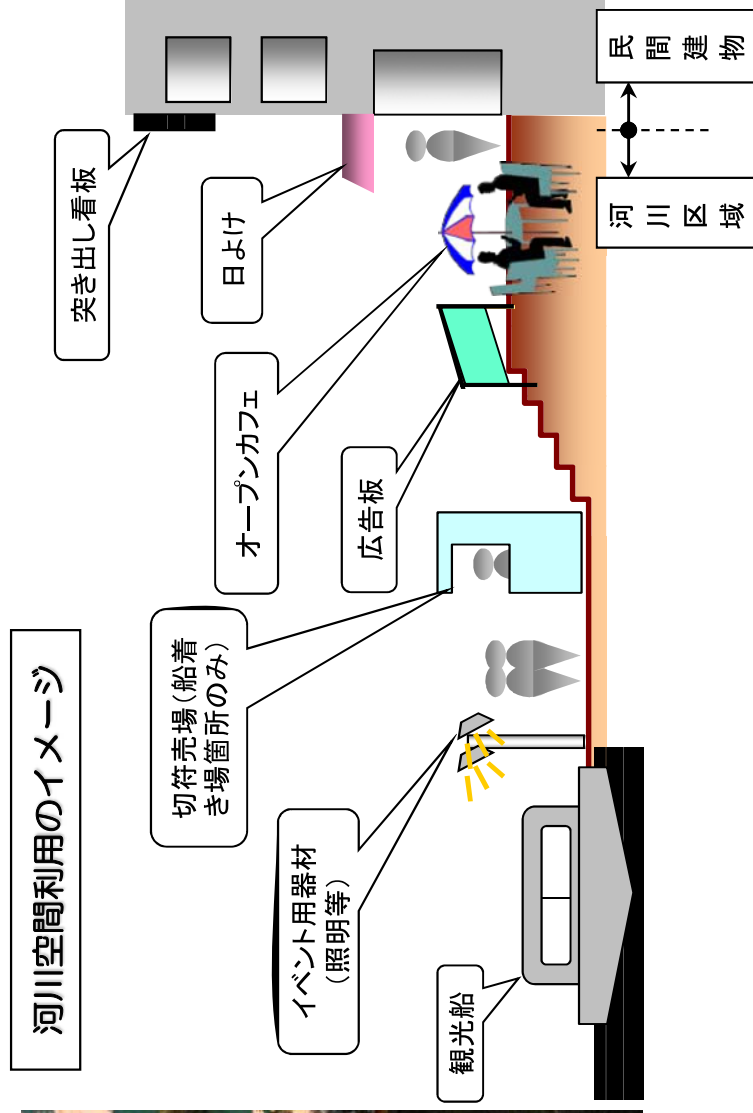
- 地域活性化等の観点からイベント施設やオープンカフェの設置等水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、平成16年より民間事業者による河川敷地での営利活動を可能にする規制緩和を社会実験（特例措置）として実施。
- 沙流川（平取町）、利根川（香取市）、堀川（名古屋市）、堂島川等（大阪市）、道頓堀川（大阪市）、箕面川（箕面市）、京橋川等（広島県）、那珂川等（福岡市）の8区域で実施。

現行社会実験の内容



道頓堀川（大阪市）

大阪市による川の両岸の遊歩道の整備や船着場の整備に合わせた民間事業者によるオープンカフェの設置やイベントの開催



国土交通省成長戦略(平成22年5月17日策定)

- 平成23年度より、社会実験としての区域指定を行わずに全国で実施が可能とする。

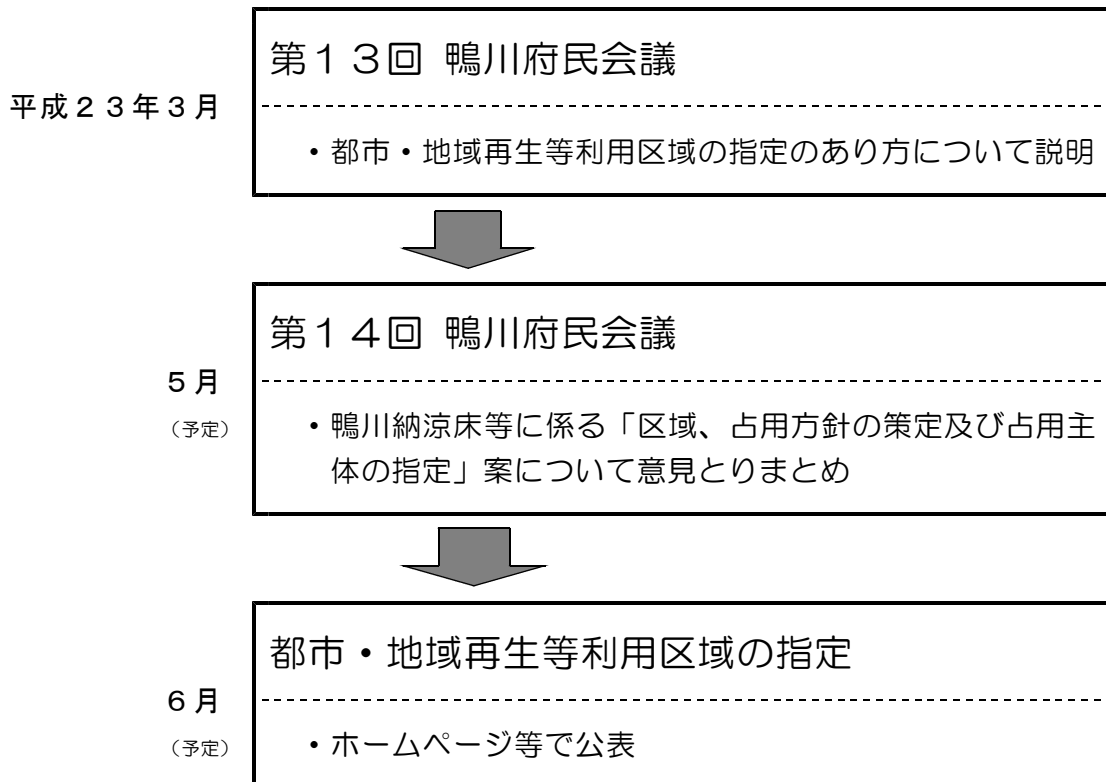
河川敷地占用許可準則の改正に伴う事務について

平成23年3月8日付けで河川敷地占用許可準則が改正されたことを受けて、今後の鴨川の河川占用許可は以下のとおり取り扱いたいと考えております。

■ 準則改正に係る取扱い

- ・ 占用の許可対象は拡大されているが、新たな利用区域の指定などは地元市町村からの要望等を契機として行うこととし、鴨川についても当面新たな区域指定は行わない。
- ・ 従来歴史的経過から特別に占用許可を行っていた鴨川納涼床及び貴船川床については、今回の準則に位置づけるための整理を行う。
- ・ 準則の適用のため、地域の合意を得るための意見提出の機会として、鴨川府民会議（府民・事業者・京都市が参画、年4回開催）を活用し、都市・地域再生等利用区域の指定の可否等を検討。
- ・ 鴨川府民会議の意見を踏まえ、今後鴨川納涼床等に係る区域、占用方針の策定及び占用主体の指定を行う。

■ スケジュール



※ 平成23年度の鴨川納涼床等の占用許可は2月から申請に係る協議を行っており、従来どおりとする。